

数量に対し契約の相手方の給付数量を比較するとともに、約定した数量に対し質的検査に合格したものの数量を比較して、代金支払の根拠となるべき数量を確定する行為をいい、また外装検査とは約定した包装・荷造方法等に比較して、契約の相手方の給付内容が正当に行われているかどうかを判定する行為をいう。

つぎに検査のうちでもとくに重視すべき事項である質的検査の実施内容について分析して説明する。

(1) 実施方法による検査 つぎの各項について判定する。

ア 機能検査 製品の全体または部分についての作業性の良否。

イ 物理的試験 製品またはその材料の物理的現象の良否。

ウ 化学的試験 製品またはその材料の化学的反応の良否。

エ 外観検査 製品または材料の外形上に表われている状態の良否。

オ 寸法検査 製品またはその材料の示す寸法についてその良否。

(2) 実施範囲による検査 つぎの各項について判定する。

ア 全体検査 製品の全部についてその良否。

イ 主要部分検査 製品の主要部分のみについてその良否。

ウ 抜取検査 多数の製品中一定の方法により抜取った一部の製品のみについてその良否。

(3) 実施時期による検査 つぎの各項により判定する。

ア 材料検査 加工前の材料についてその良否（外観、寸法検査、鋳込立会、試験片採取立会、物理的・化学的試験等を含む）。

イ 中間検査 請負工事の中間においてその良否（部品の外観、寸法検査および物理的・化学的試験を含む）。

ウ 試運転検査 製品の運転時における各部の機能状態。

エ 分解検査 請負工事の中間または完成の際に必要な応じて各部を分解してその良否。

オ 完成検査 請負工事の加工および組立が完成した後においてその製品の良否（機能、外観、寸法検査および物理的・化学的試験を含む）。

カ 監督員の完成検査または工程検査 契約の相手方が契約の目的物を約定した受渡場所において国鉄に提示する以前に、契約にもとづいて契約の相手方が行う工事を監督すべく任命された監督員、または契約の相手方が提示した目的物を検査すべく任命された検査員が、契約の相手方の工場・営業所等においてその製品の良否（機能、外観、寸法検査および物理的・化学的試験を含む）。

キ 給付完了の検査 契約の相手方が約定した受渡場所において契約の目的物を提示したときに、この検査をすべく任命された検査員がその製品の良否（外装、外観、寸法検査および物理的・化学的試験を主とし、必要に応じ機能検査をも含む）。

2 検査機構

(1) * 鉄道機器製作監督事務所 東京、大阪および八幡の3都市にそれぞれの地名を冠した名称が付けられている。この事務所に配置されている技術職員を製作監督員という。国鉄の事業用品は高度の技術および設備を利用し、複雑な工事過程を経て完成されるために、技術的知識の少ない検査員の行う給付完了の検査によっては良品の確保が得がたいからである。したがって製作監督員の検査は材料検査から始まり、工事過程の進行に応じ必要な検査を経て、完成検査に終る。このような必要から、製作監督員は所要の検査を行うほかに、工事過程の進行状

況を把握するとともに、契約の相手方の求めに応じ必要な技術上の指導も行うものである。

なお事業用品の調達については、調達区分の定めにより、資材局長が調達する中央調達品と地方資材部長および鉱業所長が調達する地方調達品（このうちには地方資材部長が資材事務所に長に調達を委任する委任調達品がある）とがあるため、技術職員の検査を必要とするものの全部について、鉄道機器製作監督事務所が3箇所しか設けられていない現状では製作監督員のみをもって検査をさせることが困難である。また各部門の技術職員を鉄道機器製作監督事務所に配置することは国鉄の経営上困難なため、中央調達品の一部と地方調達品の一部については鉄道管理局、工場等において技術関係の職務に従事している者を選定し、随時に本来製作監督員が行うべき業務に当らせている。この場合の技術職員と製作監督員とを包含して監督員と称している。

(2) 地方資材部検査課 この組織は物品の検査・保管・配給ならびに地方調達品の準備計画および調達に関する業務を処理する地方組織として、札幌、仙台、新潟、東京、名古屋、大阪、高松、広島および門司の9都市にそれぞれ設置されている地方資材部の内部組織であって、購入物品の納入督促、納入物品の検査および物品の試験に関する業務を担当している。その職員の大部分は事務職員であり、納入物品の検査をおもな使命とする関係上、納入物品の出納・保管および配給業務を担当する用品庫に駐在して、その用品庫ならびに当該地方資材部担当の業務機関に納入される物品の検査に従事しており、検査員と呼ばれている。検査員の行う検査は給付完了の検査であって、約定した契約の目的物の受渡場所において行われるのが通常であり、機能検査を必要とするが技術職員をして行わせるほどの必要がないものであって、受渡場所において機能検査の実施が困難であるというようなものについては、契約の相手方の工場・営業所等に出向いて行う検査、すなわち工程検査も行うことがある。なお地方資材部の内部組織として設置された資材事務所については、検査課というような組織はないが、同様な使命をもった職員が配置されている。

(3) 用品試験場 この組織は地方資材部の現業機関（関東地方資材部所属の〔中央用品試験場〕は付属機関）として各地方資材部に設置されているものであって、物品の試験すなわち物理的・化学的試験の実務を担当し、その職員は主として応用化学系統の技術職員をもって構成されている。給付完了の検査において物理的・化学的試験を必要とするときに、検査員の依頼によって実務に従事するとか、作業機関たとえば保線区等から、地方資材部に試験の依頼があった物品の試験に従事しているが、その大部分の業務は検査員業務である良品の確保のための補助的立場にある。

(4) その他 事業用品の調達および配給に関する業務は資材局、地方資材部という資材系統の組織において行うのが原則であるが、ごく軽易な物品の調達については作業機関の長に委任しているものがある。また資材系統の組織下において配給業務の実務を担当する用品庫に一度貯蔵した上で、作業機関の必要に応じて配給することに適しない物品については、契約の相手方から契約の目的物を直接に作業機関へ納入させるということがある。このような場合については給付完了の検査をその作業機関に委任することがある。

3 検査の手続 契約を締結するに当たって契約担当役は、契約の目的物の性質によって、監督員をして工事過程に応じた検査をさせる必要のあるものについては〔監督員付〕の約定を、